



高めよう 地域協働の力！

# 多面的機能支払交付金に 取り組んでみませんか！

本交付金の取組は、以下のような農業農村のいろいろな働き（多面的機能）を守っています。



栃木県農政部

栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

# 1. 多面的機能支払交付金の概要

多面的機能支払交付金とは、地域の共同活動や地域資源を保全するための活動を支援するための交付金です。

## 農地維持支払

【主な対象活動】 ※ 活動必須

- ① 地域資源の基礎的な保全活動  
(草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など)
- ② 地域資源の適切な保管理のための推進活動  
(体制の拡充・強化、保管理構想の策定など)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## 資源向上支払（共同）

【主な対象活動】

- ① 施設の軽微な補修  
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ② 農村環境保全活動  
(植栽による景観形成、生態系保全活動など)
- ③ 多面的機能の増進を図る活動  
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)



植栽活動



生きもの調査



水路の補修



水田魚道の設置

## 資源向上支払（長寿命化）

【主な対象活動】

- ① 農業用水利施設等の補修、更新、農道舗装等



水路壁のコーティング



未舗装農道の舗装

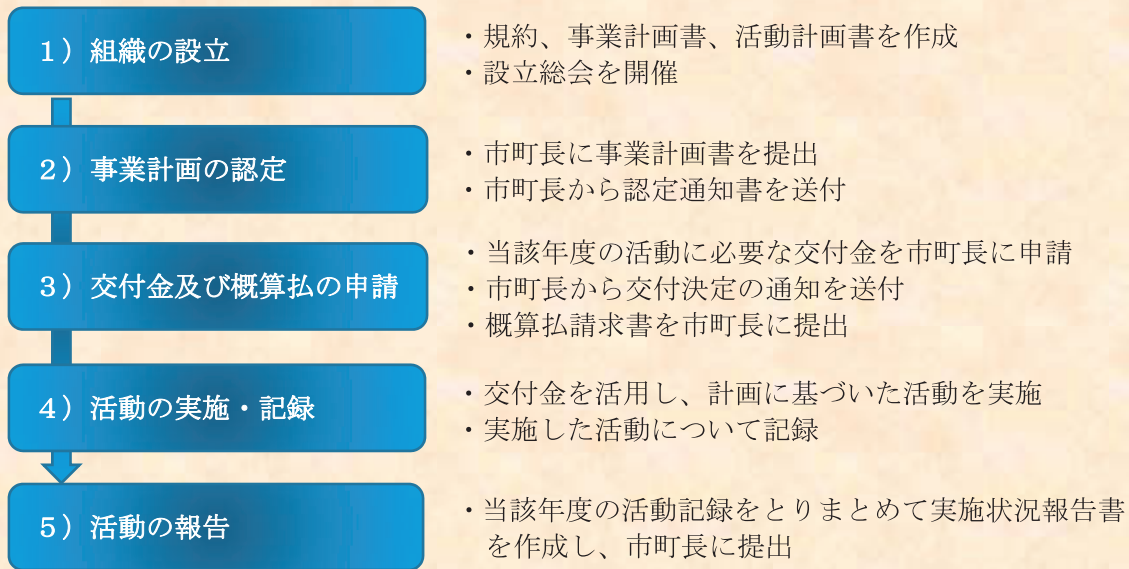
◎ 交付単価  
(1年あたり)  
円/10 a

地目	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000	1,800	4,400
畑	2,000	1,080	2,000
草地	250	180	400

栃木県では、400を超える活動組織、農振農用地の約4割の面積で取組が実施されているまる!!



## 2. 活動の流れ

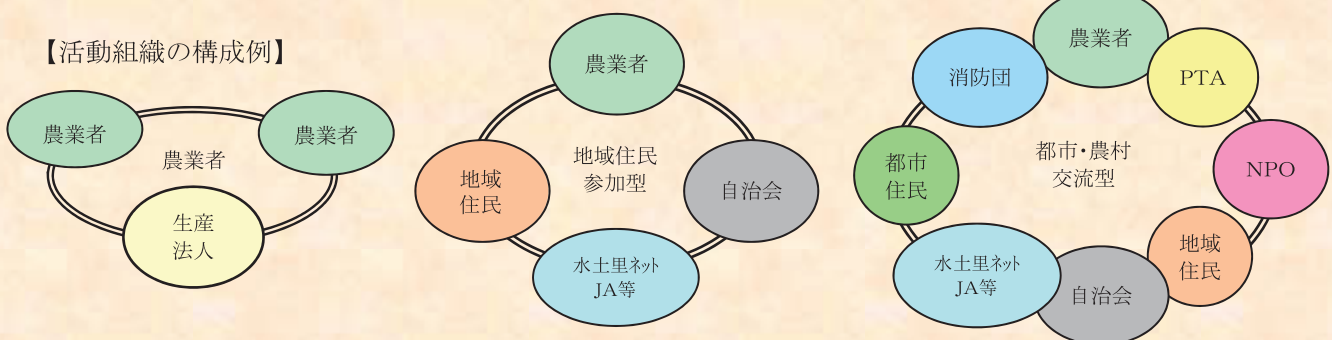


## 3. 支援の対象となる組織

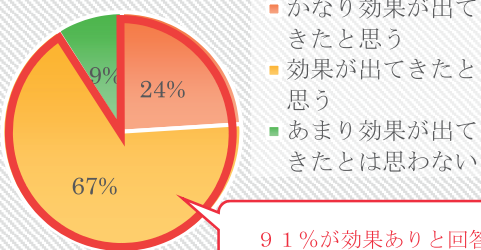
多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織を設立する必要があります。  
 (活動を5年間継続することが条件となります。)

- ① 農業者のみで構成される活動組織
  - ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- ※ 資源向上支払（共同）の活動を実施する場合には、②の構成が必要

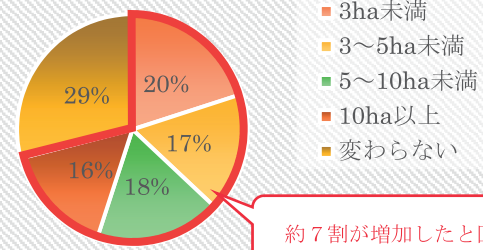
【活動組織の構成例】



景観形成・生活環境保全に関する効果



担い手への農地集積の増加面積の状況



### 取組の効果

## 4. 交付金は何に使えるの？

事業計画書に盛り込んだ活動に必要な費用であれば、地域の創意工夫で幅広く使っていただくことができます。主な使用例は以下のとおりです。

支出費目	内容
日当	活動の日当
購入・リース費	資材の購入費、活動に必要な機械の購入費、パソコンなどのリース料、車両・機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
外注費	補修・更新等の工事等に係る外注費、事務の外注費など
その他	謝金、旅費、保険料、事務用品、光熱費、賃金、燃料代、役員報酬、お茶代など

## 5. 本県の活動事例



マリーゴールドの植栽



農業体験学習

### 【S活動組織・地区概要】

- ・取組面積 約160ha（田 150ha、畑 10ha）
- ・資源量 開水路 18.3km、農道 30.0km
- ・主な構成員 農業者・農協女性会・老人会  
子供育成会・NPO 法人等
- ・交付金 約 750 万円

## 6. お問い合わせ先

詳細については、各市町または以下の連絡先にお問い合わせください

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
農政部農村振興課	028-623-2338	塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-1261
河内農業振興事務所	028-626-3097	那須農業振興事務所	0287-23-2153
上都賀農業振興事務所	0289-62-6146	安足農業振興事務所	0283-22-2355
芳賀農業振興事務所	0285-82-4665	栃木県農地水多面的機能 保全推進協議会	028-660-5702
下都賀農業振興事務所	0282-23-3428		

HPに詳しい情報がありますので、ご覧ください。

栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

検索